

令和 9 年 11 月 7 日

保護者各位

阿智村保育園総園長 渡辺飛武

保育所給食における食物アレルギーに関する調査のお願い

日頃より保育園給食にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、保育園では、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（2019 年改訂版）」に伴い、食物アレルギー対応を下記のとおり実施いたします。

つきましては、食物アレルギーの有無にかかわらず別紙の「食物アレルギーに関する調査票」にご記入いただいた書類をもとに給食提供をさせていただきますので、ご承知おきください。

記

食物アレルギーに関する調査票の記入（入園児の全員提出をお願いいたします。）



（対応あり）



（対応なし）

保育園給食で特別な配慮が必要な場合は、主治医より「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」等の提出をお願い致します。

保育園給食で特別な配慮等対応希望なし（調査票を提出して終了です）



保護者との面談を行います。

<食物アレルギー等対応にあたっての注意事項>

◎アレルギー対応食の実施期間は原則 1 年とします。成長とともに摂取可能になる食品もありますので、その都度主治医と相談の上「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」の再提出をお願いいたします。

◎アレルギー対応食の実施期間中に食品の除去の必要なくなった場合、別紙「アレルギー対応食解除届」をご記入いただき提出してください。

◎「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」が提出された場合は、保護者・保育士・調理員・栄養士等で協議の上アレルギー対応食の提供を実施していきます。

なお、保育所は乳幼児の集団生活の場ですので、完全なアレルギー対応食が実施できない場合もありますのでご承知おきください。

阿智村保育園

担当：管理栄養士 長瀬 緑